

令和6年9月 菰崎市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年9月25日(水) 13:30～14:30

2. 開催場所 菰崎市役所 4階 大会議室

3. 出席委員(16名)

農業委員

1番 柳本 進
2番 仲田 孟
3番 伊藤 光(欠席)
4番 横森 昌広(欠席)
5番 横森 武千代
6番 志村 保則
7番 伴野 正明
8番 比志 秀樹
9番 樽林 信昭
10番 山本 弘行
11番 深澤 博文
12番 鶴田 好仁
13番 駒井 恵二
14番 山本 昌巳
15番 秋山 武仁
16番 矢崎 芳章
17番 飯野 直人
18番 浅川 節子
19番 堀川 喜美雄(欠席)

農地利用最適化推進委員

20番 雨宮 一夫(欠席)
21番 曾雌 源興
22番 猪股 昇(欠席)
23番 猪股 和宏(欠席)
24番 金丸 光太郎
25番 今福 重幸
26番 小泉 尚志
27番 内藤 幹雄
28番 小澤 仁
29番 功刀 良人
30番 中込 秀樹
31番 小野 賢治
32番 井上 清
33番 志村 圭一

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸報告

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による申請の承認について
議案第2号 農地法第3条買受適格者証明の承認について
議案第3号 農地法第5条の規定による申請の承認について
議案第4号 農地法第5条事業計画変更申請の承認について
議案第5号 経営基盤強化促進法第18条の規定による
農地中間管理権の取得の承認について
報告第1号 農地法第3条第3項の規定による届出について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：清水 秀樹

書 記：小屋 了・志村 奈美

6. 会議の概要

<事務局長>

ただ今から令和6年9月農業委員会定例会を開会いたします。次第に沿って進めさせていただきます。「2：会長挨拶」 柳本会長、お願いいたします。

<会 長>

(会長あいさつ)

<事務局長>

ありがとうございました。続きまして、「3：議事」に移ります。

韮崎市農業委員会会議規則第5条により、本日の議案審議については、会長が議長をつとめます。それでは、議事の進行をお願いいたします。

<議 長>

本日、出席委員は農業委員19名中16名で、定足数に達しておりますので、会議を開催いたします。

「日程第1 議事録署名委員の指名について」ですが、会議規則第16条第3項の規定により、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、16番 矢崎 芳章 委員、17番 飯野 直人 委員 をお願いいたします。

また、会議書記には、事務局職員 小屋氏 と 志村氏 を指名いたします。

続きまして、「日程第2 諸報告」事務局より報告をお願いいたします。

<事務局>

それでは会務について報告をさせていただきます。

9月9日、山梨県農業会議常設審議委員会に柳本会長が出席いたしました。

<議 長>

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

<議 長>

以上で日程第2を終わります。

続きまして、「日程第3」議案第1号「農地法第3条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが6件3,379㎡であります。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡大、耕作地続きのための所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）自家消費野菜栽培のための所有権移転の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）自家消費野菜栽培のための所有権移転の申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）自家消費野菜栽培のための所有権移転の申請であります。

申請番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）自家消費野菜栽培のための所有権移転の申請であります。

申請番号6番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡大のための所有権移転の申請であります。

<事務局>

各案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

<議長>

これより、質疑に入ります。

<委員A>

申請番号1番及び6番について、備考欄に農業経験が2つ記載されていますが、どういうことか教えてください。

<事務局>

本人及び農業に従事するご家族の方の経験年数になります。

<委員A>

それでは備考欄にそのように記載してください。また、経験年数60年70年で申請理由が経営拡大では疑問がありますので、背景がわかるように備考欄へ記載してください。

<事務局>

次回から対応いたします。

(質問・意見なし)

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号、申請番号1番から6番について、原案

のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議長>

賛成多数ですので、議案第1号については原案のとおり承認いたします。

次に、議案第2号「農地法第3条買受適格者証明の承認について」を、議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

<事務局>

議案集の3ページをご覧ください。買受適格者証明については、1件912.48㎡となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は龍岡町下條南割西原、農用地使用のための競売参加の申請であります。

<議長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

<委員B>

競売物件とのことですが、単価がどのくらいかわかる範囲で教えてください。

<事務局>

裁判所の予定価格は27万円と記載されております。

<委員A>

経営面積について、現在経営している面積が記載されるのですよね？であれば、市外の場合も載せた方がよいと思います。また、申請事由の箇所にも中央市で野菜や米を栽培しているとありますが、耕作証明は中央市から取得していますか。

<事務局>

申請書に添付してあります。また、本人にも利用状況を確認しております。

<委員A>

そうであるならば、備考欄に耕作証明がある旨を記載し、他市農業委員会で耕作状況は確認済みであるということをわかるようにした方がよいと思います。

<事務局>

ありがとうございます。

(質問、意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号、申請番号1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(過半数挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第2号について、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による申請の承認について」を、議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

<事務局>

議案集の4ページをご覧ください。今月の農地法第5条の規定による許可申請は、所有権の移転に関するものが2件1,071㎡、賃借権の設定に関するものが1件75㎡となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は下祖母石勝岡、駐車場、バイク試乗コースのための申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は神山町武田上北原、住宅敷地拡張のための申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は龍岡町下條東割長塚道下、医療施設駐車場のための申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番：仲田委員

申請番号2番：功刀委員

申請番号3番：志村（圭）委員

（各委員より現地調査に基づく説明）

<議 長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

<委員B>

申請番号1番について、民家が近いので騒音等について事務局で隣接者から同意を取ったりしているのでしょうか。

<事務局>

面積が小さいので、事務局で同意を取るなどの対応はしておりません。また、地区担当委員より説明がありましたとおり、地元関係者には周知をしていただくという方法を取っております。

<委員B>

騒音は個人の感覚で違うので、トラブルに発展しないように事務局で事前に承諾を取っておくなど指導をするなどの考えはないのでしょうか。

<地元委員>

許可が出る前に自治会へ連絡して近隣の住民を集め、説明をするように考えています。

<事務局>

受付の際に検討をしたのですが、国道が近くそちらの騒音もありますので、申請地だけの騒音では判断ができません。また、面積も 1000 m²以下で開発案件ではないことから、事務局としては同意等は求めず申請を受付いたしました。

<委員C>

先ほど地元委員さんからも説明がありましたとおり、バイクの購入者希望者が試乗するためのものだと思いますので、乗り回すわけではないので騒音という問題はそこまで考えなくてもよいのではないかと思います。

(質問、意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号、申請番号1番から3番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第3号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第4号「農地法第5条事業計画変更申請の承認について」を、議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

<事務局>

議案集の5ページをご覧ください。農地法第5条事業計画変更申請は、1件、3,968 m²となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町三ツ澤西坊来石、流用土一時保管場所のための一時転用期間延長のための申請であります。

<議 長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第4号、申請番号1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第4号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第5号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中間管理権の取得の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

<事務局>

議案集の6ページをご覧ください。今月の農地中間管理権の取得の承認については3件、7,374㎡となっております。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：ぶどう、期間：5年2ヶ月、新規設定です。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：水稻、期間：10年2ヶ月、新規設定です。

申請番号3番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：水稻、期間：10年2ヶ月、新規設定です。

<議 長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第5号、申請番号1番から3番について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第5号について原案のとおり承認いたします。

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

今月の報告案件、第1号・第2号についてご説明いたします。相続等による所有権移転が4件

10,507.67 ㎡、通知が 4 件 7,723 ㎡です。議案集の 8 ページをご覧ください。

報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」説明いたします。

申請番号 1 番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は上祖母石牛ヶ爪他、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号 2 番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は若宮二丁目、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号 3 番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は中田町小田川下木戸、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号 4 番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は龍岡町下條南割石宮、相続による所有権移転の申請であります。

次に、報告第 2 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」を説明いたします。

申請番号 1 番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は上ノ山立石他、合意解約の通知であります。

申請番号 2 番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は中田町中條隠岐殿、合意解約の通知であります。

申請番号 3 番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は旭町上條北割久保屋、合意解約の通知であります。

申請番号 4 番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は龍岡町下條東割長塚道上、合意解約の通知であります。

<議 長>

報告案件について、事務局の説明が終わりました。報告案件ですので質疑等は省略いたします。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。進行を事務局に返します。

<事務局>

（「4 その他」について、事務局より説明）

<事務局長>

内藤副委員長より閉会のあいさつをお願いいたします。

<副委員長>

（閉会あいさつ）

<事務局長>

以上をもちまして、令和 6 年 9 月農業委員会定例会を閉会いたします。

【議事に参与した者の職、氏名】

○書記：小屋 了

○書記：志村 奈美